



手続き

住民票・戸籍など

問 本庁市民課 ☎33-4110
各支所
日奈久出張所
龍峯出張所(証明書交付のみ)

▶ 住所変更などの手続き

届出種類	届出期間	届出人	手続きに必要なもの
転入届 (市外から転入)	転入した日から 14日以内	本人 または 同世帯員	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地の市町村で発行した転出証明書 介護保険受給資格証明書、マイナンバーカード、住基カードなどをお持ちの人はご持参ください。
転出届 (市内から転出)	転出する前に		<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種医療費受給者証、マイナンバーカード、住基カードなどをお持ちの人はご持参ください。
転居届 (市内間の転居)	転居した日から 14日以内		<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種医療費受給者証、マイナンバーカード、住基カードなどをお持ちの人はご持参ください。

※ほかに国外からの転入届、世帯主変更届、世帯合併届などがありますが、詳しくは窓口にお問い合わせください。

※本人確認のため運転免許証、パスポートなど官公署発行の身分証明書(有効期限内のもの)が必要です。代理人が届出するときは本人からの委任状が必要です。

外国人住民の届出

外国人住民についても日本人と同様に上記届出を行うことになりました(平成24年7月9日より)。届出などに際しては、在留カード又は特別永住者証明書などの提示が必要です。

※中長期在留者などの住居地以外の変更届出は、地方入国管理官署において届出・申請となります。変更後の市区町村への申請は不要となりました。

※特別永住者証明書の記載事項の変更や再交付などに係る手続きは、従来どおり本庁市民課の窓口で行うこととなります。

八代市役所の窓口は多言語に対応しています。

- タブレットPCによるテレビ電話通訳 14言語
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ロシア語、フランス語、ミャンマー語、ヒンディー語
- 電話による通訳 19言語
上記に加えて、モンゴル語、クメール語、ドイツ語、イタリア語、シンハラ語



手続き

戸籍に関する主な届出

届出種類	届出期間	届出人	届出先	手続きに必要となるもの
婚姻届	届出の日から効力が生じます	婚姻する2人	夫もしくは妻の本籍地または所在地の市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻届書・証人(成年)2人の署名 夫妻それぞれの戸籍謄本又は全部事項証明書(本籍地に届出を行う場合は不要) 父母の同意書(未成年の場合のみ) 本人確認のため運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住基カードなど官公署発行の顔写真付身分証明書(有効期限内のもの)
出生届	出生した日から14日以内(出生した日を含む)	父または母	<ul style="list-style-type: none"> 父母の本籍地 出生地 届出人の所在地 いずれかの市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明書 母子健康手帳 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人	<ul style="list-style-type: none"> 死亡者の本籍地 届出人の所在地 死亡地 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書または死体検案書

※その他の届書については窓口にお問合せください。

各種証明書の交付請求

必要なもの

①窓口で申請する人の身分証明書

- 運転免許証 • パスポート
- マイナンバーカード など

※有効期限内であるもの

②代理人申請のときは、依頼人からの委任状

※代理の場合は使用目的や提出先などよく聞いてお越しください。

請求できる人

◎住民票の写し

- 本人 • 同一世帯の方

※上記及び②以外の方は市民課にお問い合わせください。

※個人番号(マイナンバー)または住民票コードを記載した住民票は、本人か同一世帯の方に限ります。

◎戸(除)籍の証明書

- 本人 • 配偶者 • 直系尊属(父・母・祖父母)
- 直系卑属(子・孫)

※上記以外の方は正当な理由が必要です。詳しくは市民課にお問い合わせください。

(代理人申請の注意事項)

住民票や戸籍謄(抄)本などの代理人申請には委任状が必要です。依頼人の住所や戸籍の場合は筆頭者、本籍地などよく聞いてお越しください。

場合によっては交付できないこともあります。

身分証明書の交付請求

身分証明書は本籍地での発行になります。本人以外の人が請求するときは、本人からの委任状が必要です。

各種証明書の手数料(各1通(件))

種類	手数料
住民票の写し	300円
住民票記載事項証明書	300円
印鑑登録証明書	300円
印鑑登録	300円
戸籍謄本(全部事項証明)	450円
戸籍抄本(個人事項証明)	450円
除籍・改製原戸籍謄本(全部事項証明)	750円
〃 抄本(個人事項証明)	750円
戸籍の附票の写し	300円
身分証明書	300円
受理証明書	350円
受理証明書(上質紙)	1,400円
戸籍一部事項証明書	450円
届書の記載事項証明書	350円
自動車臨時運行許可	750円※1
マイナンバーカード再交付手数料	800円
公的個人認証手数料	200円

※1 本庁市民課、鏡支所のみ

通知カード・マイナンバーカード

通知カード

紙製のカードで、住民にマイナンバー(個人番号)をお知らせするものです。通知カードは、マイナンバーの確認のためのみに利用することができる書類です。

マイナンバーカード

プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真などが表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書を利用した各種証明書のコンビニ交付サービス、e-Taxなどの電子申請にもご利用いただけます。

マイナンバーカードをつくるには

郵便・スマートフォン・パソコンから初回無料で申請できます。申請後、マイナンバーカード交付のお知らせのハガキが届いたら、お早めに受け取りをお願いします。

郵便による申請



個人番号カード交付申請書に署名または記名後、顔写真を貼り付けます。

交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

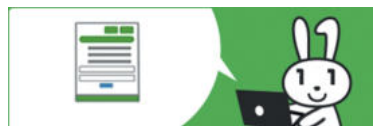
スマートフォンによる申請



スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。

交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。

パソコンによる申請



デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。

交付申請用のWEBサイト(「マイナンバー総合サイト」で検索してください)にアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。

※交付申請書に記載の申請書ID(半角数字23桁)を入力してください。



手続き

〈広告〉

不動産・相続・遺言・認知症対策なら

迅速・丁寧・話しやすいをモットーに
みなさまの笑顔に貢献します。

頼れる街の法律家

司法書士・行政書士
森山祐矢事務所

〒866-0016 八代市新地町3番14号 ☎0965-33-3988

印鑑登録

▶ 印鑑を登録するには

印鑑登録できる人

- 八代市に住民登録している方
※15歳未満の方や意思能力のない方は登録できません。詳しくは市民課にお問い合わせください。
登録できる印鑑は一人に1個です。
同じ印鑑を複数の人が登録することはできません。

登録するときに必要なもの

- ① 登録する印鑑
 - ② 身分証明書(官公署発行で、顔写真がついたもの)
 - 運転免許証
 - パスポート
 - マイナンバーカード など
※有効期限内のものに限ります
- 上記の顔写真付身分証明書がない場合は、健康保険証または年金手帳などをご持参ください。申請後に照会書を住民登録している住所地に送付しますので、後日照会書と登録する印鑑、身分証明書をご持参いただいたからの登録になるため3日～5日かかります。
 - 病気や仕事などで来庁できないため、代理人に依頼する場合は委任状が必要です。登録する人と代理人の本人確認のための身分証明書(代理人は顔写真付身分証明証)もご持参ください。この場合も申請後に照会書を住所地に送付しますので、後日照会書と登録する印鑑、身分証明書をご持参いただいたからの登録になるため3日～5日かかります。
※身分証明書がない場合や代理人が来庁される場合の手続きについては事前にお問い合わせください。
※印鑑の形状などによっては登録できない場合があります。事前にお問い合わせください。

▶ 印鑑登録証明書の交付を受けるには

- 印鑑登録証(八代市証明書交付カード)を必ず持参してください。
- ※旧市町村で発行された印鑑登録証も引き続き利用できます。
 - ※「八代市証明書交付カード」は印鑑登録証として窓口で印鑑登録証明書を取得する際は必ず必要になるので破棄されないようご注意ください。

諸証明の窓口以外の交付

▶ コンビニ交付

- 全国の指定のコンビニエンスストア各店舗等(証明書コンビニ交付サービス対応のマルチコピー機設置店舗に限る)で、住民票の写しなどの証明書を取得することができます。
- ※「八代市証明書交付カード」「住民基本台帳カード」「通知カード」ではコンビニ交付を利用できません。
 - ※「八代市証明書交付カード」は本庁市民課・各支所・日奈久出張所・龍峯出張所窓口で印鑑登録証明書を取得する場合や証明書自動交付機(本庁舎守衛室横)で住民票・印鑑登録証明書を取得する場合に必要となります。

必要なもの

- コンビニ交付の利用には「利用者証明用電子証明書」の機能がついた「マイナンバーカード(個人番号カード)」が必要です。
- ※マイナンバーカードは申請から発行まで時間がかかります。
 - ※コンビニ交付の利用時には「利用者証明用電子証明書」の暗証番号が必要になります。

コンビニ交付で取得できる証明書

- ① 住民票の写し
 - ② 住民票記載事項証明書
 - ③ 印鑑登録証明書
 - ④ 所得証明書
- ※手数料は窓口で取得する場合と同額です。
 - ※③④については、本人分に限ります。
 - ※④については、現年度分のみ取得できます。過年度分については取得できません。

利用時間

- 午前6時30分～午後11時00分まで取得可能
- ※ただし、コンビニ各店舗の営業時間内に限ります。システム障害発生時及びメンテナンス時は除きます。

利用方法

- マルチコピー機にマイナンバーカードをセットし、利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力後、利用者本人がタッチパネル画面を操作し、自動で証明書を交付することになります。

その他

- コンビニ交付が利用できるコンビニなど詳しくは本庁市民課までお問い合わせください。
- 市の手数料条例により手数料が免除となる場合でも、コンビニ交付を利用して証明書を取得する場合は交付手数料がかかりますのでご注意ください。
- コンビニ交付で取得した証明書については差替え、返金はできませんのでご注意ください。

▶ 自動交付機による証明書交付

- 八代市では住民票・印鑑登録証明書・住民票記載事項証明書を取得できる自動交付機を設置しています。

設置場所

本庁守衛室横

利用時間

- 午前7時00分～午後8時00分 取得可能
- ※ただし、年末年始(12月31日～翌1月3日)は除きます。

必要なもの

自動交付機の利用には「八代市証明書交付カード」が必要です。

※4ケタの暗証番号が必要になります。

自動交付機で取得できる証明書

- ①住民票の写し ②印鑑登録証明書
- ③住民票記載事項証明書

※この自動交付機ではマイナンバー(個人番号)と住民票コード入りの住民票は取得できません。

利用方法

自動交付機のタッチパネル画面を操作し、「八代市証明書交付カード」を入れ、暗証番号入力後、必要な証明書を選び交付することになります。

▶ 本人通知制度

八代市では、平成27年4月1日から本人通知制度を実施しています。

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して交付した事実を通知するものです。

本人通知をすることにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になることから、不正請求を抑制する効果も期待されます。

※この制度を利用するには、事前に登録が必要です。

通知の対象となる住民票の写し等の種類

- ・住民票の写し(消除された住民票の写しを含む)
- ・住民票に記載をした事項に関する証明書(消除された住民票に記載をした事項に関する証明書を含む)
- ・戸籍の附票の写し(消除された戸籍の附票の写しを含む)
- ・戸籍の謄本又は抄本(除かれた戸籍の謄本又は抄本を含む)
- ・戸籍に記載した事項に関する証明書(消除された戸籍に記載した事項に関する証明書を含む)

申請(登録)窓口

申請(登録)窓口

本庁市民課及び各支所・日奈久出張所

登録ができる人

- ・八代市の住民基本台帳に登録されている人(住民基本台帳から除かれた人を含む)
- ・八代市の戸籍の附票に登録されている人(戸籍の附票から除かれた人を含む)
- ・八代市の戸籍に記載されている人(戸籍から除かれた人を含む)

※ただし、死亡した人と失踪宣告を受けた人については登録できません。

登録に必要なもの

- ・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード、パスポートなど)
- ・代理人が申請する場合は、登録を希望する人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- ・法定代理人が申請する場合は、戸籍謄本などの資格を証する書類(八代市に本籍がある人は不要)と法定代理人の本人確認書類が必要です。

本人通知書の内容について

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

1. 証明書の交付年月日
2. 交付した証明書の種別(住民票の写しなど)
3. 交付枚数
4. 交付請求者の種別(代理人・第三者など)

※交付請求者の個人を特定する情報(住所、氏名など)は記載されません。

登録の期間について

事前登録者の登録期間は、登録した日から起算して3年間です。

3年間の登録期間満了後、引き続き登録を希望する場合は、再度登録の手続きを行ってください。

登録事項の変更及び廃止の届出について

事前登録者は、氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じた場合又は登録の廃止を希望する場合は、必ず八代市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書を提出してください。



手続き

〈広告〉

誠実・丁寧をモットーに対応致します

児玉 行政書士事務所

行政書士 入管申請取次者 代表者 児玉 幸則

業務内容

- 遺言・相続関係
- 農地法関係
- 会社設立手続
- 外国人、入国・在留関係

八代市千丁町新牟田380-2

TEL 30-1151

FAX 30-1152

▶ パスポート申請

八代市に住民登録のある方のパスポート申請・受付・交付を行っています。

申請窓口・受付時間

▶申請窓口／本庁市民課及び各支所

▶受付時間

月曜日から金曜日の午前9時00分から午後4時30分
(土日、祝祭日、年末年始は除く)

申請に必要なもの

新規申請

- 一般旅券発給申請書(5年用・10年用) ※窓口にあります。
 - 戸籍抄本または謄本(発行から6ヶ月以内)
※同一戸籍の家族が同時に申請する場合は戸籍謄本1通で可。
 - 写真…たて45ミリ×よこ35ミリ。撮影から6ヶ月以内のもの。
※細かい規格がありますので、なるべく専門の写真店でパスポート用と指定してお撮りください。
 - 本人確認のための書類
 - ◎1点でよいもの: 日本国旅券(有効または失効後6カ月以内)、運転免許証、個人番号カード(写真付き)、住民基本台帳カード(写真付き)等
 - ◎2点必要なもの: 健康保険証+年金手帳等など
- ※その他、手続きの方法や申請に必要な書類などの詳細については、事前にお問い合わせください。
- ※本籍(都道府県)、氏名等に変更がある方は戸籍抄本または戸籍謄本

交付(受取り)窓口・交付時間

▶交付(受取り)窓口／本庁市民課のみ

※支所での交付(受取り)はできませんのでご注意ください。

▶交付時間

月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時00分
(土日、祝祭日、年末年始は除く)

木曜日のみ午後6時45分まで

※パスポートは年齢にかかわらず本人でなければ受け取ることができません。



手続き

